八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　栗代川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第二百二十二号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
　長野県下伊那郡阿智村浪合
　一七番五七三　一号
　一七番五七七　二号
　一七番五八五　三号及び四号
　一七番六一三　五号
　一七番六三七　六号
　一七番六四〇　七号及び八号
　一七番六四三　九号
　一七番六四四　十号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　大古川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　長野県下伊那郡泰阜村
　八二八六番一　一号
　八二八五番一　二号
　八二七四番一　三号
　八二七四番五　四号及び五号
　八二七〇番一　六号
　八二七二番　七号
　八二九〇番一一　八号及び九号

○国土交通省告示第七百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　庄境川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地
　兵庫県丹波市市島町徳尾
　字庄境　三八番四
　四〇番四及び四〇番五
　四一番四
　二二二五番二及び二二二五番三
　字立會山　二二二四番一一
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　木古庵谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷
　兵庫県丹波市市島町下鴨阪
　字木古庵　五八〇番二
　五八二番
　五八三番二
　一〇三二番三及び一〇三二番四
　一〇三三番二
　一〇三五番四及び一〇三五番五
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　兵庫県丹波市市島町下鴨阪
　字木古庵　一〇三二番四　一号及び四号
　一〇三二番二　二号及び三号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　地ケ谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
　兵庫県丹波市市島町下鴨阪
　字地ケ谷　五一六番二
　一〇三七番四
　一〇三八番三
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　丹波山川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地
　兵庫県神崎郡市川町下牛尾
　字仙玉　二五一九番一八
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
　兵庫県神崎郡市川町下牛尾
　字仙玉　二五一九番七　一号から十四号まで

○国土交通省告示第七百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　井垣谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　兵庫県赤穂郡上郡町大枝
　字井垣谷　六六七番一九　一号
　六六七番一八　二号及び三号
　六六七番一七　四号から九号まで
　六六七番一六　十号
　六六七番一五　十一号
　六六七番六　十二号
　六六七番五　十三号
　六六七番四四　十四号から十七号まで
　六六七番三　十八号から二十一号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　桐谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　兵庫県佐用郡佐用町西徳久
　字横畑ケ　九五七番五四　一号から六号まで
　九五七番四八　七号
　九五七番四九　八号から十号まで
　九五七番三四　十一号から十四号まで
　九六二番　十五号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　奥の谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　兵庫県佐用郡佐用町西徳久
　字横畑ケ　九五七番二八　一号
　九五七番二七　二号
　九五七番二五　三号及び四号
　九五七番二四　五号
　九五七番二二　六号
　九五七番二〇　七号
　九五七番一八　八号
　九五七番九　九号
　九五七番六　十号から十三号まで
　九五七番五　十四号から十七号まで
　九五七番四　十八号及び十九号

○国土交通省告示第七百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　仙玉谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地
　兵庫県神崎郡市川町下牛尾
　字重里　九二番二
　九三番
　字仙玉　二五一八番二
　二五一九番一九から二五一九番二一まで
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
　兵庫県神崎郡市川町下牛尾
　字仙玉　二五一八番一　一号から四号まで
　二五一九番一三　五号から十七号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　白谷川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十八年内務省告示第百三十一号で指定した土地の区域を除く。）
　兵庫県美方郡新温泉町千原
　字白谷　一二六一番　一号及び二号
　一二六二番　三号
　一二五四番　四号から六号まで
　一二六四番　七号
　一二七四番　八号
　一三一〇番　九号
　一三一三番　十号から十二号まで